

県央県南広域環境組合 公告第6号

一般廃棄物搬送業務（東部、西部）について、制限付一般競争入札を執行するので、県央県南広域環境組合契約規則（平成11年規則第8号）に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月12日

県央県南広域環境組合
管理者 大久保 潔重



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 7-央南業-第28号
- (2) 業務名 一般廃棄物搬送業務（東部、西部）
- (3) 履行場所

- ①県央県南クリーンセンター 諫早市福田町1250番地
- ②東部リレーセンター 島原市前浜町丙74番地
- ③西部リレーセンター 雲仙市千々石町丙694番地

※①②間及び①③間における一般廃棄物搬送及び回送に係る業務

(4) 業務内容

県央県南広域環境組合（以下「組合」という。）が所有する業務用車両（以下「車両」という。）を使用することによる東部リレーセンター及び西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターへの一般廃棄物（可燃ごみ）の搬送、車両の回送及び点検、整備、管理、清掃、その他必要な業務

ア 東部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの搬送業務

- ・一般廃棄物の量 18,372t程度（令和6年度の実績値）
- ・搬送台数 可燃ごみ 3,013台程度（令和6年度の実績値）
- ・車両【20トン級アームロール車】 6台
 - 最大積載量 9,900kg
- ・コンテナ 16台
 - コンテナ重量 約3,100kg
 - コンテナ最大積載量 約6,800kg

- ・搬送距離 片道約 4 6 k m
- ・搬送時間 往復約 2 時間 3 0 分
- ・車両燃費 約 3. 7 k m/ℓ

イ 西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの搬送業務

- ・一般廃棄物の量 1 3, 8 6 4 t 程度（令和 6 年度の実績値）
- ・搬送台数 可燃ごみ 2, 2 4 8 台程度（令和 6 年度の実績値）
- ・車両【20 トン級アームロール車】 3 台
 - 最大積載量 9, 9 0 0 k g
- ・コンテナ 7 台
 - コンテナ重量 約 3, 1 0 0 k g
 - コンテナ最大積載量 約 6, 8 0 0 k g
- ・搬送距離 片道約 2 3 k m
- ・搬送時間 往復約 1 時間 2 0 分
- ・車両燃費 約 3. 7 k m/ℓ

ウ 車両 9 台の点検、整備、管理

- ・車検、3 ヶ月点検、日常点検
- ・車両の整備、修理（オイル、タイヤ、部品交換を含む）、管理

(5) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(6) 特記事項

- ・組合所有の車両を貸与しての業務であるため、使用者変更及びその他手続き（一般貨物自動車運送事業計画の変更届出等）が必要
- ・任意保険の加入が必要
- ・車両の保管場所が必要
- ・乗務員は大型自動車第一種運転免許が必要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下、「構成市」という。）のいずれかに本社（本店）を有し、かつ、構成市のいずれかに令和 7 年度の入札参加有資格者に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (3) 島原市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）第 2 条、諫早市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 2 0 号）第 2 条、雲仙市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第

18号)第2条及び南島原市暴力団排除条例(平成24年条例第15号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しない者であること。

- (4) 本公告の日から落札決定までの間において、構成市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本公告の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (6) 落札決定までの間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間において、当該競争入札に参加しようとする者の間に一定の系列関係(資本的关系又は人的関係)がある者でないこと。
- (8) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 貨物自動車運送事業を開始してから5年以上経過しており、安定した経営がなされている者であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の書類審査

- (1) 本競争入札への参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申込書のほか、申込書関連書類(以下「入札参加申込書等」という。)を持参により提出し、本組合の参加資格の書類審査を受けるものとする。

なお、期限までに入札参加申込書等を提出しない者又は4(4)により参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

- (2) 入札参加申込書等の内容

- ①制限付一般競争入札参加申込書(様式1)
- ②直近3年期的決算書(写)
- ③登記簿(写)

- ④貨物自動車運送事業許可証（写）
- ⑤構成市内における市税納税証明書（様式2）
- ⑥従業員台帳（運転手台帳）（様式3）
- ⑦公的機関の受注実績および事業所一覧（様式4）
- ⑧委任状（様式5）
- ⑨使用印鑑届（様式6）
- ⑩印鑑証明書（写）
- ⑪誓約書（様式7）

4 設計図書等の配布

設計図書等は、次のとおり配布する。

- (1) 期 間 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場 所 諫早市福田町1250番地 県央県南広域環境組合 1階事務室
- (4) 方 法 紙媒体または、組合ホームページによりインターネット上に公開するので次のアドレスからダウンロードすること。

※<https://www.kouiki-kankyou.com>

5 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に関して質疑がある場合は、令和7年12月25日（木）正午までに、組合あてに **FAX** すること。この際は、電話により必ず着信確認を行うこと。
県央県南広域環境組合 施設課 維持運行班
TEL 0957-35-8212 FAX 0957-35-8201
- (2) 質疑に対する回答は、令和8年1月7日（水）午後5時までに設計図書等の配布を受けた者すべてに **FAX** により回答する。

6 入札参加申込書等の提出

入札参加申込書等の提出は、持参によるものとする。

- ア 提出期限 令和8年1月9日（金） 午後4時
- イ 提出場所 県央県南広域環境組合 1階事務室
- ウ 提出部数 1部

7 競争入札参加資格審査の結果

競争入札参加資格審査の結果は、令和8年1月16日（金）までに組合から申請者に対し、通知する。

8 競争参加資格が無いと認められた者に対する説明

7により競争参加資格が無いと認められた者は、県央県南広域環境組合管理者に対して競争参加資格を有しないと認めた理由について、説明を求めることができる。

9 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時 令和8年1月20日（火） 午前11時

(2) 場 所 諫早市福田町1250番地

県央県南広域環境組合 2階中会議室

(3) その他 競争入札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合、入札を延期することもあるので、事前に5（1）へ確認すること。

10 入札書の提出方法等

(1) 入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）を入札書に記載すること。

(2) 入札書は、本組合所定の様式により作成し、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札参加者は、各社1名を超えて入札会場に入室できない。

(6) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

11 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 競争入札に関する条件に違反した入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) その他必要事項を確認できない入札

13 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

14 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者は、その決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

15 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書2部を提出するものとする。

16 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、県央県南広域環境組合契約規則及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び県央県南広域環境組合契約規則等の定めるところによる。